

平成21年 8月11日

八雲町長 川代 義夫 様

八雲町自治基本条例（仮称）町民懇話会
会長 日南 章

八雲町自治基本条例に関する提言について（答申）

平成20年8月22日付け八企企第38号による諮問に基づき、「八雲町自治基本条例に関する提言」として条例素案を答申いたします。

今後、八雲町の自治のさらなる発展のために、町民及び議会との活発かつ有意義な議論の基に適時に自治基本条例が制定されるとともに、制定後において、条例に基づく町民参加等各種制度の適切な運用と拡充がなされことを期待いたします。

なお、条例の制定に関し必要と思われる事項について、次のとおり意見を附しますので、今後の制定作業において配慮されるよう要請いたします。

記

附帯意見

- 1 本条例素案では、今まで以上に町民が主体性を発揮し、議会及び行政と連携・協力しながら「自ら治める八雲町の自治」を大きな趣旨としていることから、条例の名称については、「八雲町自治基本条例」とされたい。
- 2 条例を守り育てる趣旨から、町民参加による条例を形骸化させない仕組みを内在させるため、町長の附属機関として「八雲町民自治推進委員会(仮称)」を設置されたい。
また、町民委員会の運営の細部に関しては、効率的・効果的な運営を図る観点から、町長の専権事項である「規則」として細部を規定することが望ましいと考えるが、当該規則の制定及び委員会の運営にあたっては、町民参加の推進と同委員会の主体性を図る観点から、次の事項に配慮されたい。
 - (1) 会長が会議を招集するなど、委員会の主体性を確保されたい。
 - (2) 委員10名のうち、公募委員の枠を3名程度確保されたい。
 - (3) 委員の選任にあたっては、八雲町の自治の発展に広く町民の意見が反映されることと併せ、議論の継続性と委員の改選による委員会の活性化にも配慮されたい。